

〔沿革〕 平成20年2月1日本部訓令第3号 平成31年3月29日本部訓令第6号

千葉県警察射撃場の管理及び使用に関する訓令を次のように定める。

千葉県警察射撃場の管理及び使用に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、千葉県警察射撃場（以下「射撃場」という。）の管理及び使用に関し、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 射撃場とは、千葉県警察の庁舎に設置された射撃の訓練施設をいう。

(射撃場管理者)

第3条 射撃場に射撃場管理者（以下「管理者」という。）を置き、警察学校にあっては学校長を、署にあっては署長をもって充てる。

2 管理者は、警務部教養課長（以下「教養課長」という。）と連携を図り、射撃場の施設及び衛生管理に関する事務全般を行うものとする。

(管理補助者)

第4条 射撃場に射撃場管理補助者（以下「管理補助者」という。）を置き、警察学校にあっては副校長を、署にあっては次長をもって充てる。

2 管理補助者は、射撃場の管理に関し、管理者の事務を補助するものとする。

(射撃場管理主任)

第5条 射撃場に射撃場管理主任（以下「管理主任」という。）を置き、鉛中毒予防規則（昭和47年労働省令第37号）に定める鉛作業主任者技能講習を修了した者をもって充てる。

2 管理主任は、射撃場における鉛粉じんによる職員の健康障害を防止するため、上司の命に基づき、射撃場における訓練に従事する職員に対する衛生管理上の指示、換気装置等の点検、保護具の使用状況の監視、射撃場内の換気及び鉛粉じんの発散防止その他射撃場における衛生管理のための措置を行うものとする。

(環境測定等)

第6条 管理者及び教養課長（以下「管理者等」という。）は、射撃場の環境測定について、1年以内ごとに1回、定期的に、換気装置等に係る設備の変更が行われた場合にはその都度、空気中における鉛の濃度を測定しなければならない。

2 管理者等は、前項の測定結果に基づき、作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第79号）の例によって環境評価を行い、その評価に応じた施設又は設備の設置、整備、訓練方法の改善その他訓練環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。

3 管理者等は、射撃場からの排気及び排水について、必要に応じて環境調査を行うなど周辺環境への汚染防止に十分注意すること。

(健康診断)

第7条 管理者等は、鉛粉じんによる職員の健康被害を防止するため、術科指導職者及び特別訓練員について、当該業務への人事異動の際及びその後6か月以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を受診させること。

(使用の手続)

第8条 所属長は、射撃場を使用しようとするときは、あらかじめ管理者の承認を得るものとする。

(報告)

第9条 所属長は、射撃場の使用が終了した時点で、射撃場使用簿（別記様式）により管理者に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(千葉県警察射撃場の設置、管理及び使用に関する訓令の廃止)

2 千葉県警察射撃場の設置、管理及び使用に関する訓令(昭和37年本部訓令第2号)は、廃止する。

附 則(平成20年2月1日本部訓令第3号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月29日本部訓令第6号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

以下様式省略